

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2015.3.14

# リアル・インド株式 ファンド (3ヵ月決算型)

追加型投信/海外/株式

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ (注2)
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券(注1))	年4回	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

注1・・・株式 一般 注2・・・属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。  
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》<http://www.toushin.or.jp/>

委託会社 **新光投信株式会社** [ファンドの運用の指図を行う者]

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第339号

設立年月日 昭和36年6月14日

資本金 45億円(平成26年12月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額 4兆1,739億円(平成26年12月末現在)

受託会社 **三井住友信託銀行株式会社** [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネットホームページに掲載しています。

また、請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認します。

また、投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

この目論見書により行う『リアル・インド株式ファンド(3ヵ月決算型)』の募集について、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成27年3月13日に関東財務局長に提出しており、平成27年3月14日にその届出の効力が生じております。

<ファンドに関する照会先>

**新光投信株式会社**

ホームページアドレス <http://www.shinkotoushin.co.jp/>

ヘルプデスク **0120-104-694**(フリーダイヤル) 受付時間は営業日の午前9時~午後5時

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## <ファンドの目的>

■主として投資信託証券に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## <ファンドの特色>

1. 主としてインド有数の財閥であるTATAグループの投資信託会社が運用する外国籍の投資信託証券を通じて、実質的にインド株式に投資します。

2. モーリシャス籍の「TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド投資証券(米ドル建て)」(以下「TIOF」という場合があります。)と国内籍の「マネー・マーケット・マザーファンド受益証券」に投資し、中長期的な投資信託財産の成長を目指すファンド・オブ・ファンズです。

※詳しくは後述の「TATA アセット マネジメント リミテッドについて」および「ファンドの仕組み」をご覧ください。

◆TIOFへの投資にあたっては、TATA アセット マネジメント リミテッドおよびTATA アセット マネジメント(モーリシャス)プライベート リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。

◆TIOFおよびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資割合は、当ファンドの資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、TIOFの組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

※TIOFが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

3. 原則として為替ヘッジを行いません。

### <TIOFについて>

- TIOFの運用は、TATA アセット マネジメント(モーリシャス)プライベート リミテッドが行います。
- TIOFはTATA・オフショア・インディア・オポチュニティーズ・スキーム受益証券(インドルピー建て)(以下「TOIOS」といいます。)を通じて、主としてインド株式に実質的に投資を行います。

### <TOIOSについて>

- TOIOSの運用は、TATA アセット マネジメント リミテッドが行います。
- TOIOSはTATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンドのみに取得され、信託報酬、買付手数料はかかりません。また、分配は行いません。

当ファンドの資金動向、市況動向などを勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

### <TATA アセット マネジメント リミテッドについて>

TATA アセット マネジメント リミテッドは、インド有数の財閥であるTATAグループの投資信託会社です。運用スタイルは、企業訪問を基本としたボトムアップ・アプローチとトップダウン・アプローチを併用しています。

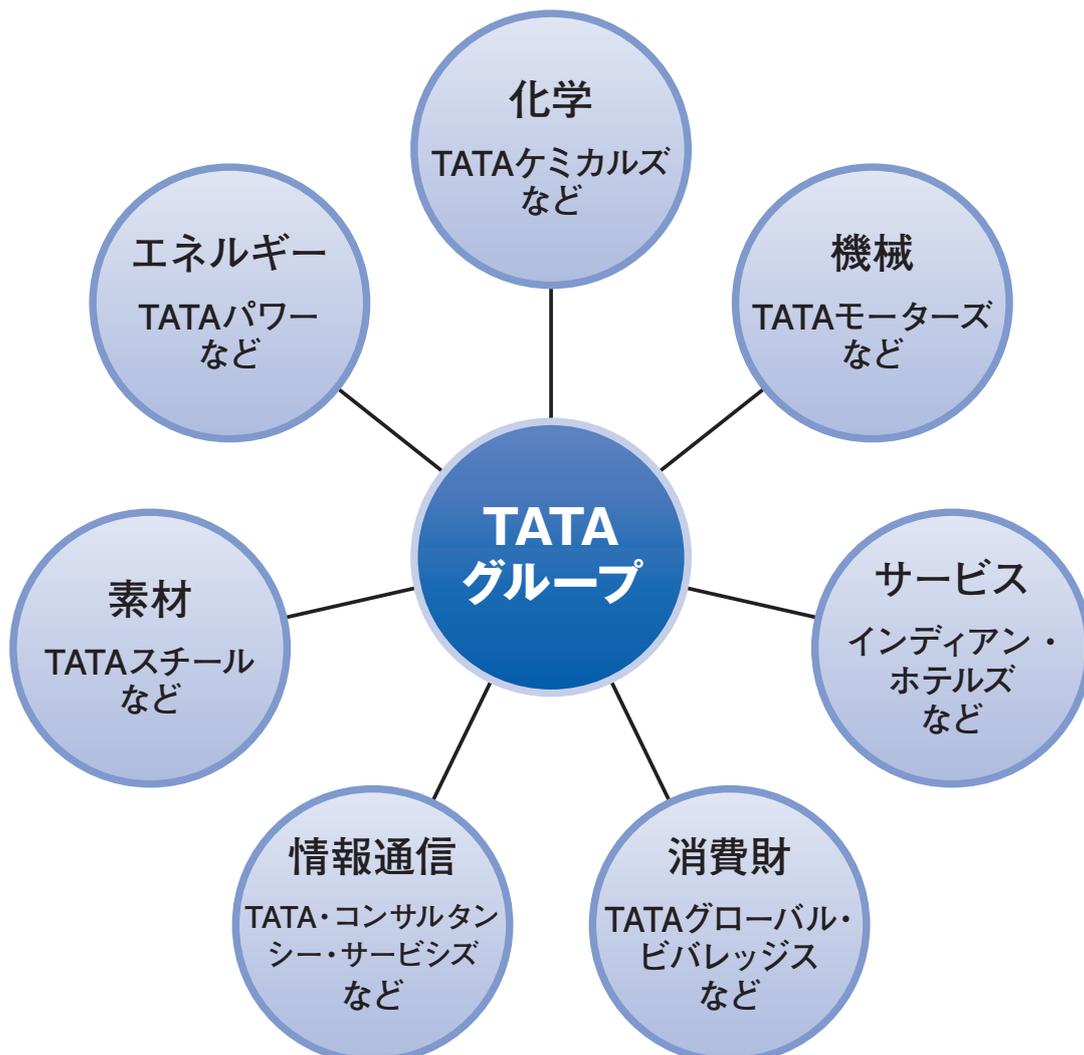
## インドに深く浸透するTATAグループ

インドへの貢献

起業家精神

- 1868年に創設されたインド有数の財閥であり、幅広い分野に先駆けて事業を展開し、グループ企業はそれぞれ各業界の上位に位置しています。
- 紅茶や時計から自動車、鉄鋼、IT産業など幅広い製品・サービスを提供し、インド経済に貢献・密着しています。
- 利潤の追求だけでなく社会への貢献を標榜し、古くから研究所や病院などを設立しています。

### <グループ主要企業>



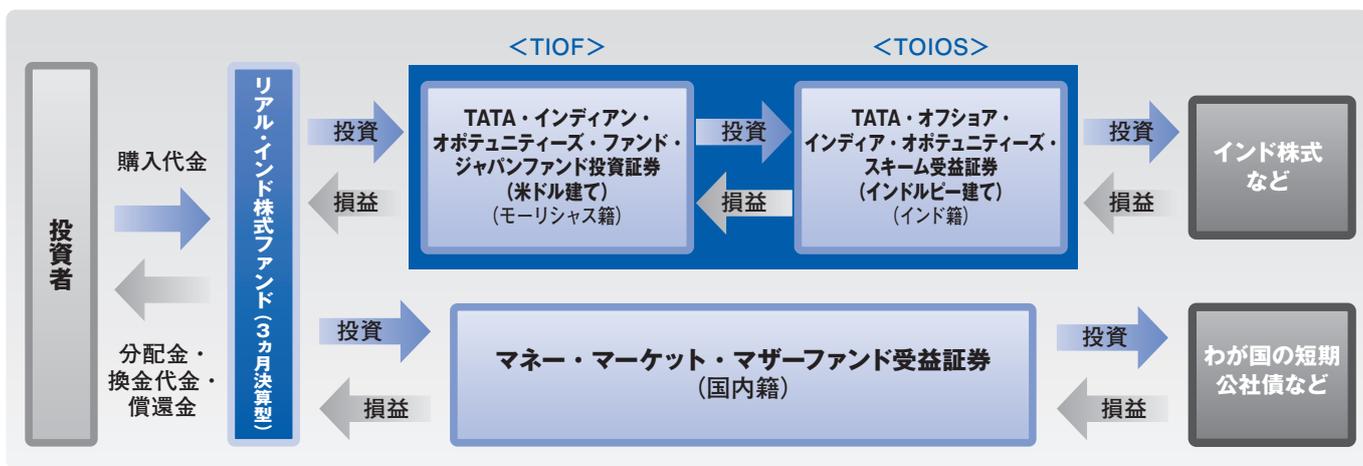
出所：TATAグループの資料を基に新光投信作成

※上記の企業名はTATAグループを紹介する目的で例示したものであり、当ファンドが実質的に組み入れることを示唆するものではありません。

## ファンドの仕組み

■当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



## 主な投資制限

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

■原則として、年4回（毎年3月、6月、9月、12月の各月15日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



- ◆ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- ◆ 分配金額は、委託会社が基準価額水準や市場動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

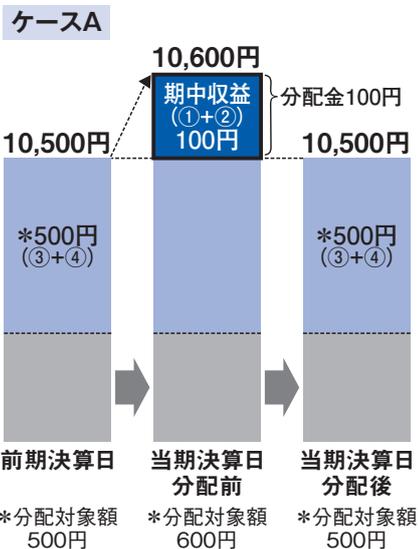
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



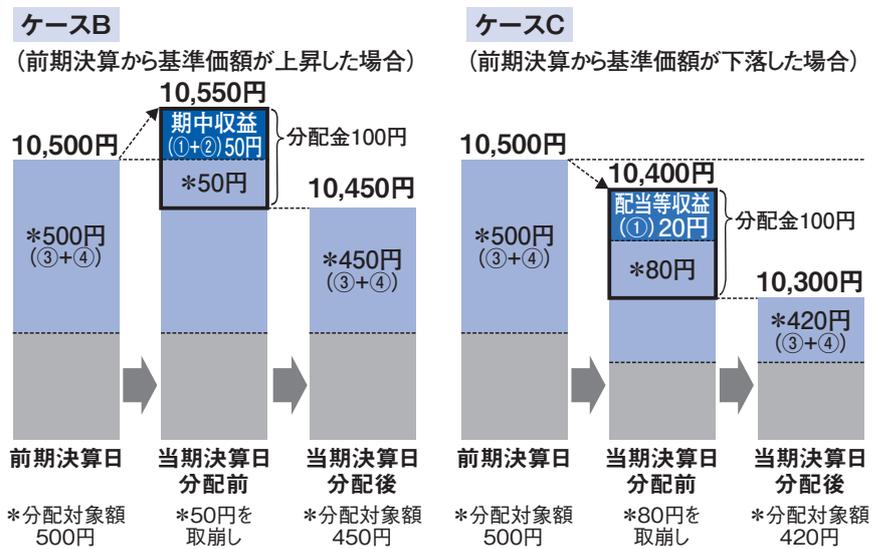
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金と基準価額の関係（イメージ）

#### 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円

ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円

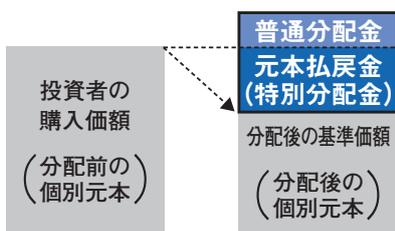
ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

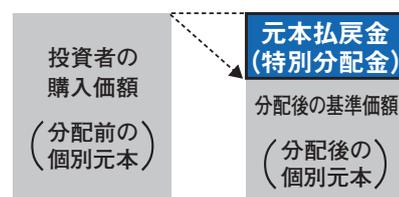
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払い戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後述「手続・手数料等」の<ファンドの費用・税金>をご覧ください。

## 追加的記載事項

当ファンドが投資する投資信託証券の概要は、以下のとおりです。

### 1. TIOFの概要

ファンド名	TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド
形態	モーリシャス籍外国投資法人/米ドル建投資証券
運用方針	「TATA・オフショア・インディア・オポチュニティーズ・スキーム」(インド籍外国投資信託。以下「スキーム」といいます。)への投資を通じて、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の証券にのみ投資します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶インドの証券取引所上場または上場予定もしくは非上場の企業の株式、社債、ワラント</li> <li>▶インドのユニット・トラストを含む国内投資信託が発行するユニット</li> <li>▶政府証券</li> <li>▶インドの証券取引所で取引される派生商品</li> <li>▶コマーシャル・ペーパー</li> </ul> </li> <li>・自己の株式には投資しません。</li> <li>・ファンド・オブ・ファンズには投資しません。また、相互保有目的で他のファンドに投資しません。</li> <li>・株式への投資は原則として現物取引に限るものとし、株式の空売りは行いません。ただし、派生商品取引は除きます。</li> <li>・同一企業に対して発行済株式の10%を超える投資は行いません。</li> <li>・取引の決済または換金請求を円滑に処理するために必要であり短期間または一時的な場合を除いて、資金借入れを行いません。借入額は借入時点のファンド純資産総額の10%以内とします。</li> </ul>
信託期間	無期限
決算日	毎年3月31日
関係法人	投資顧問会社 : TATA アセット マネジメント (モーリシャス) プライベート リミテッド 管理事務代行会社 : インターナショナル フィナンシャル サービスズ リミテッド 保管受託銀行 : ドイチェ バンク (モーリシャス) リミテッド
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.80%(上限)で投資顧問会社に支払われます。投資顧問会社は、当該報酬から管理事務代行会社および保管受託銀行ならびにスキームの保管受託銀行に対する報酬、監査報酬、法的費用などを支払います。
収益分配	通常は分配を行いません。
運用開始日	平成18年6月1日

※TIOFが投資する「TATA・オフショア・インディア・オポチュニティーズ・スキーム」の概要は以下のとおりです。

ファンド名	TATA・オフショア・インディア・オポチュニティーズ・スキーム
形態	インド籍外国投資信託/インドルピー建受益証券
運用方針	成長力と適正な投資価値を有する企業の株式または株式関連証券に投資し、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は原則として現物取引に限るものとし、株式の空売りは行いません。ただし、派生商品取引は除きます。</li> <li>・同一企業に対して発行済株式の10%を超える投資は行いません。</li> <li>・ファンド設立法人のグループ企業または関連企業については、非上場および私募発行の証券には投資せず、上場証券への投資は純資産総額の25%以下とします。</li> <li>・非上場の株式または株式関連証券への投資は、純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・派生商品はヘッジまたはポートフォリオ調整の目的で使用するものとします。</li> <li>・資金借入れは純資産総額の10%以内とします。</li> </ul>
信託期間	無期限
関係法人	投資顧問会社 : TATA アセット マネジメント リミテッド 受託会社 : TATA トラストィ カンパニー プライベート リミテッド 保管受託銀行 : ドイチェ バンク ファンド設立法人 : TATA サンズ リミテッドおよびTATA インベストメント コーポレーション リミテッド
信託報酬等	報酬はかかりません。
決算日	毎年3月31日
収益分配	無分配
運用開始日	平成17年6月6日

## 2. マネー・マーケット・マザーファンドの概要

ファンド名	マネー・マーケット・マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主としてわが国の短期公社債に投資し、利子などの安定した収益の確保をはかることを目的として、運用を行います。</li> <li>・ただし資金動向、市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は行いません。</li> <li>・外貨建資産への投資は行いません。</li> </ul>
信託期間	無期限
決算日	毎年9月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	平成18年3月31日
委託会社	新光投信株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

※前述の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

※前述の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、各概要は平成27年3月13日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

## <基準価額の変動要因>

■当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

### 主な変動要因

カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 当ファンドは実質的にインドの株式などに投資しますが、一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学の問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。
株価変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
特定の投資信託証券に投資するリスク	当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。
信用リスク	有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる場合があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
金利変動リスク	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
投資対象ファンドにかかる税制変更のリスク	当ファンドが組み入れる外国投資法人の設定地および当該外国投資法人が投資を行う国において、税制などの変更があった場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

## <その他の留意点>

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ◆投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合があります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。

## <リスク管理体制>

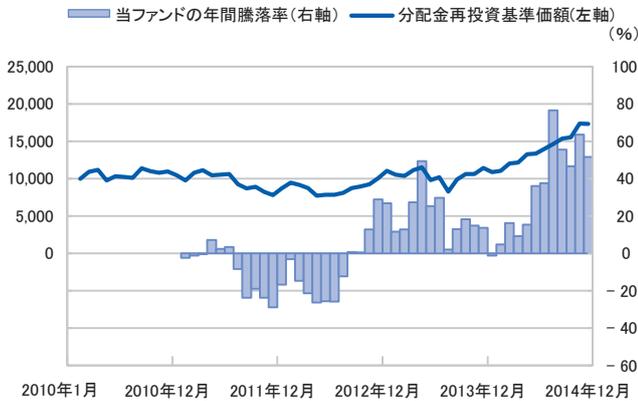
- ◆委託会社において、リスク管理に関連する委員会を設けてファンドの「パフォーマンスの分析・管理」および「運用リスクの管理」を行っています。

パフォーマンスの 分析・管理	運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
運用リスクの管理	投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。

## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

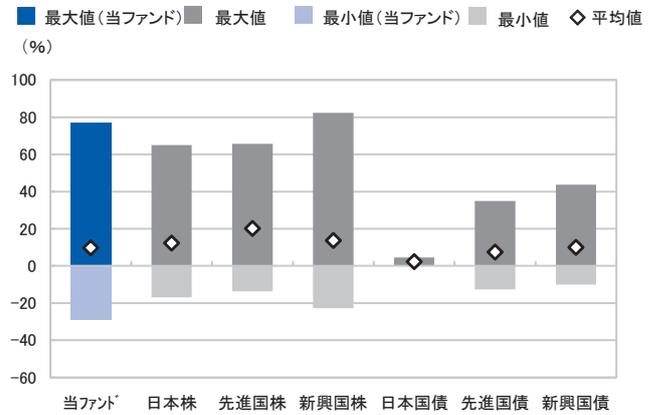
2010年1月末～2014年12月末



\*分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。  
\*年間騰落率は、2011年2月から2014年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2010年1月末～2014年12月末



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	76.7	65.0	65.7	82.4	4.5	34.9	43.7
最小値	△29.0	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△12.7	△10.1
平均値	9.7	12.3	20.2	13.7	2.3	7.5	10.0

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\*2010年1月から2014年12月の5年間(当ファンドは2011年2月から2014年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
\*決算日に対応した数値とは異なります。  
\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した、理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

#### 各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
  - 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
  - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
  - 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  - 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証をいたしません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

#### シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

#### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

<基準価額・純資産の推移> (2010年2月26日～2014年12月30日)

<分配の推移>



2014年12月	750円
2014年9月	700円
2014年6月	1,000円
2014年3月	175円
2013年12月	35円
設定来累計	3,720円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。  
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	国・地域	通貨	純資産比率
TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド	モーリシャス	米ドル	94.10%
マネー・マーケット・マザーファンド	日本	日本円	0.75%
合計			94.85%

TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド・ジャパンファンドの実質組入上位5銘柄 (現地2014年12月31日現在)

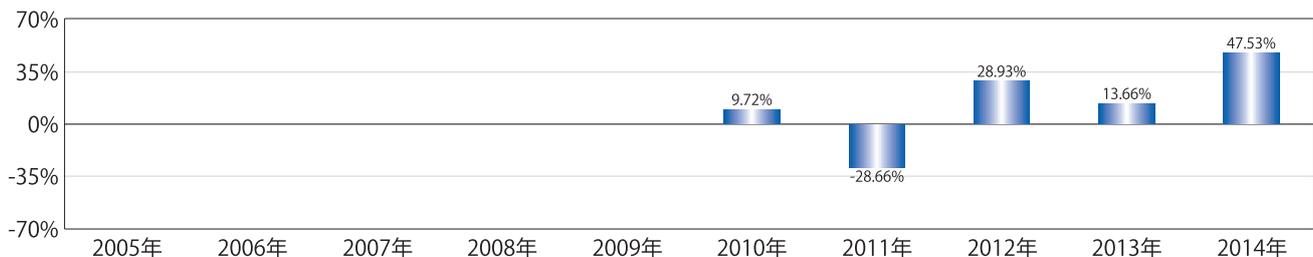
銘柄名	業種	実質比率
HDFC Bank Ltd	銀行	5.7%
ITC LTD	非耐久消費財	5.0%
ICICI Bank Ltd	銀行	4.9%
Infosys Ltd	ソフトウェア	4.9%
Shree Cement Ltd	セメント	4.2%

※TATA アセット マネジメント(モーリシャス) プライベート リミテッドからの情報を基に作成しています。  
 ※実質比率は、TATA・インディアン・オポチュニティーズ・ファンド・ジャパンファンドの純資産総額に対する、投資先の受益証券を通じて実質的に組み入れる株式等の割合で、小数第2位を四捨五入しています。

組入銘柄数: 47銘柄

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。  
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。  
 ※2010年については、設定時から12月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。  
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

<お申込みメモ>

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日から起算して3営業日目の基準価額(当ファンドの基準価額は1万口当たりで表示)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日から起算して3営業日目の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までとし、当該締切時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。
購入の申込期間	平成27年3月14日から平成28年3月15日まで ※申込期間は終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込不可日	申込日当日またはその翌営業日が以下に該当する場合には、購入・換金のお申し込みの受付を行いません。 ・インドの証券取引所の休業日                      ・モーリシャスの銀行の休業日 ・インドの銀行の休業日                                      ・ニューヨークの銀行の休業日
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申し込みを取り消す場合があります。
信託期間	平成32年6月15日まで(平成22年2月26日設定)
繰上償還	受益権の総口数が30億口を下回った場合、当ファンドを償還することが受益者のため有利であると認める場合、やむを得ない事情が発生した場合などには繰上償還することがあります。 当ファンドが主要投資対象とするTIOFが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、当ファンドを繰上償還します。 ・TIOFの主要投資対象が変更となる場合 ・TIOFの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合
決算日	毎年3月、6月、9月、12月の各月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。「分配金再投資コース」を選択された場合の分配金(税引後)は自動的に無手数料で全額再投資されます。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	3,000億円
公告	原則として、電子公告により行い、ホームページ( <a href="http://www.shinkotoushin.co.jp/">http://www.shinkotoushin.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

## <ファンドの費用・税金>

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入申込受付日から起算して3営業日目の基準価額に、 <b>3.78% (税抜3.5%)</b> を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た額となります。	商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日から起算して3営業日目の基準価額に対し <b>0.3%</b> を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	日々のファンドの純資産総額に年率1.242% (税抜1.15%) を乗じて得た額とします。 なお、投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に対して最大で <b>年率2.042% (税抜1.95%) 程度</b> となります。 運用管理費用 (信託報酬) は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
<b>&lt;ファンド・オブ・ファンズの運用管理費用 (信託報酬) の配分&gt;</b>		
委託会社 (注1)	年率0.42% (税抜)	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価
販売会社	年率0.68% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価
受託会社	年率0.05% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行などの対価
投資対象とする 投資信託証券	年率0.80% (上限)	TIOFの信託報酬です。マネー・マーケット・マザーファンドの信託報酬はありません。
実質的な負担 (注2)	年率2.042% (税抜1.95%) 程度	—
	(注1) 委託会社の信託報酬には投資顧問会社 (TATA アセット マネジメント リミテッド) に対する報酬 (年率0.05%) が含まれています。 (注2) TIOFを100%組み入れた場合の数値です。実際の運用管理費用 (信託報酬) は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。	
その他の費用・ 手数料	監査法人に支払うファンドの監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などを、その都度 (監査報酬は日々)、投資信託財産が負担します。 また、TIOFにおいても、有価証券などの売買手数料などがかかります。 ※「その他の費用・手数料」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。	

※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金 (解約) 時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は平成26年12月末現在のものです。税法が改正された場合などには、税率などが変更されることがあります。

※税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。



# メモ

## 新光投信株式会社

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

ヘルプデスク 0120-104-694 (フリーダイヤル)

〈受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時〉